

特集Ⅰ

平成十九年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

第六十三次生活保護基準の改定

平成十九年度の生活保護基準の改定概要は「参考Ⅰ」のとおりですが、この改定の考え方について以下説明することとします。

一 生活扶助基準について

生活扶助基準については、従来より、最低生活保障水準が一般国民の消費水準との比較における相対的なものであるという認識から、この消費水準との均衡が図られるよう、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定しております。

具体的には、平成十九年度の政府経済見通しにおける民間最終消費支出の伸び率を基礎とし、前年度までの一般国民の消費水準

との調整を行った結果、据え置くこととしました（「参考Ⅱ」参照）。

（注）民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するための支出の総計（ただし、土地、住宅の購入等は含まない。）を表す国民経済計算上の概念であり、国内総支出の構成要素の一つです。

二 平成十九年度における見直しについて

生活保護基準については、平成十五年から十六年にかけて開催された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」（専門委員会）という。以下同じ。の報告を踏まえ、平成十六年度から順次見直

しを行っているとところです。平成十九年度における見直しの内容は次のとおりです。

(1) 母子加算の見直し等について

十六～十八歳の子どものみを養育するひとり親世帯については、専門委員会での指摘を踏まえ、平成十七年度から段階的に（三年間）廃止しており、平成十九年度において全廃することとしております。

また、十五歳以下の子どもや二十歳未満の障害児を養育するひとり親世帯についても、平成十九年度から三年かけて段階的に廃止することとしており、平成十九年度における母子加算は以下のとおりです。

要件Ⅰ又は要件Ⅱに該当する児童のみを養育しなければならない場合

（単位：円）

級地別	児童 1 人		児童が 2 人の場合に加える額		児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額	
	在宅	入所・入所	在宅	入所・入所	在宅	入所・入所
1 級地	15,510		1,230		630	
2 級地	14,430	12,920	1,150	1,040	580	510
3 級地	13,350		1,070		530	

〔平成十九年度基準額〕

要件Ⅰ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

要件Ⅱ 二十歳未満の障害児

[参考1] 平成19年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第62次 (18年4月1日)	第63次 (19年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準 (1)居宅(1類+2類) 標準3人世帯	162,170	前年度同額	【標準3人世帯基準額】 33歳男、29歳女、4歳子 冬季加算(VI区×5/12)を含めた額を 10円単位で表示
(2)期末一時扶助費(居宅)	14,180	前年度同額	
【加算等】			
妊娠婦加算(妊娠6カ月以上)	13,810	前年度同額	
母子加算			
(居 宅)	23,260	15,510	
(入院・入所)	19,380	12,920	
障害者加算			
障害等級1・2級 (居 宅)	26,850	前年度同額	
(入院・入所)	22,340	〃	
重度障害者加算	14,380	〃	
重度障害者家族介護料	12,060	〃	
重度障害者他人介護料	69,720 以内	〃	
介護施設入所者加算	9,890 以内	前年度同額	
在宅患者加算	13,290	前年度同額	
放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態にある者	42,660	前年度同額	
負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者	21,330	〃	
児童養育加算			平成19年8月施行
3歳未満の児童		10,000	
第1子、第2子	5,000	前年度同額	
第3子以降1人	10,000	〃	
3歳以上小学校修了前の児童			
第1子、第2子	5,000	〃	
第3子以降1人	10,000	〃	
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
入院患者日用品費	23,150 以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	9,890 以内	前年度同額	
入学準備金			
小 学 校	39,500 以内	前年度同額	
中 学 校	46,100 以内	〃	
2 住宅扶助基準			
(1)家賃間代等	13,000 以内	前年度同額	
(2)住宅維持費	年額 117,000 以内	〃	
3 教育扶助基準			
小 学 校	2,150	前年度同額	
中 学 校	4,180	〃	
4 出産扶助基準			
居 宅	204,000 以内	前年度同額	
施 設	165,000 以内 +入院料	168,000 以内 +入院料	
5 生業扶助基準			
(1)生 業 費	45,000 以内	前年度同額	
(2)技能修得費			
技能修得費(高等学校等就学費を除く)	67,000 以内	68,000 以内	
高等学校等就学費			
基本額(月額)	5,300	前年度同額	
教材代	実費額	実費額	
授業料、入学科及び入学考査料	公立高校相当額	公立高校相当額	正規の授業で使用する教科書等の購入に必要な額、 高等学校等が所在する都道府県の条例に定める 都道府県立高等学校における費 通学に必要な最小限度の額
通学のための交通費	実費額	実費額	
(3)就職支度費	28,000 以内	前年度同額	
6 葬祭扶助基準	199,000 以内	前年度同額	大人の基準額
7 勤 労 控 除			
(1)基礎控除(上限額)	限度額 33,190	前年度同額	
(2)特別控除	年額 150,900 以内	〃	
(3)新規就労控除	10,400	〃	
(4)未成年者控除	11,600	〃	
(5)不安定就労控除	8,000	〃	

〔参考2〕 平成19年度生活扶助基準額（月額）

標準3人世帯【33歳男・29歳女・4歳子】

級地区分	格 差	平成18年度	平成19年度	改 定 率
1級地-1	100.0	162,170 円	162,170 円	100.0
1級地-2	95.5	154,870	154,870	
2級地-1	91.0	147,580	147,580	
2級地-2	86.5	140,270	140,270	
3級地-1	82.0	132,980	132,980	
3級地-2	77.5	125,680	125,680	

（注）冬季加算（Ⅶ区×5/12）を含めた額を10円単位で表示

〔参考3〕 最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

（月額・単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	180,170	172,870	165,580	158,270	145,980	138,680
生活扶助	162,170	154,870	147,580	140,270	132,980	125,680
第1類	106,890	102,080	97,280	92,450	87,650	82,840
第2類	55,280	52,790	50,300	47,820	45,330	42,840
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

注1 第2類は、冬季加算（Ⅶ区×5/12）を含む。以下同じ。

2 勤労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費しうる水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2 夫婦2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

（月額・単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	216,480	207,870	199,270	190,640	177,040	168,430
生活扶助	191,330	182,720	174,120	165,490	156,890	148,280
第1類	133,920	127,890	121,870	115,830	109,810	103,780
第2類	57,410	54,830	52,250	49,660	47,080	44,500
児童養育加算	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3 老人1人世帯【68歳女】

（月額・単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	93,820	90,190	86,540	82,910	74,260	70,640
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
第1類	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
第2類	44,720	42,710	40,690	38,680	36,660	34,660
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4 老人2人世帯【68歳男、65歳女】

(月額・単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	134,940	129,460	123,960	118,480	107,990	102,500
生活扶助	121,940	116,460	110,960	105,480	99,990	94,500
第1類	72,200	68,960	65,700	62,460	59,200	55,960
第2類	49,740	47,500	45,260	43,020	40,790	38,540
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

(月額・単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	197,860	190,840	182,660	175,640	162,470	155,440
生活扶助	155,970	148,950	141,930	134,910	127,900	120,870
第1類	100,690	96,160	91,630	87,090	82,570	78,030
第2類	55,280	52,790	50,300	47,820	45,330	42,840
母子加算	16,740	16,740	15,580	15,580	14,420	14,420
児童養育加算	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150

6 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

(月額・単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	192,400	186,730	179,170	173,490	160,950	155,270
生活扶助	126,110	120,440	114,760	109,080	103,410	97,730
第1類	76,370	72,940	69,500	66,060	62,620	59,190
第2類	49,740	47,500	45,260	43,020	40,790	38,540
障害者加算	26,850	26,850	24,970	24,970	23,100	23,100
重度障害者加算	14,380	14,380	14,380	14,380	14,380	14,380
重度障害者科 重家族介護料	12,060	12,060	12,060	12,060	12,060	12,060
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

さらに、就労する母子世帯等の自立支援を目的として、以下のとおり、ひとり親世帯就労促進費を創設することとしております。

○就労している世帯

一万円(全級地共通・月額)

○職業訓練等に参加している世帯

五千円(全級地共通・月額)

なお、母子加算及びひとり親世帯就労促進費について同一の者が両方の支給事由に該当する場合には、いずれか高い方の額を算定することとしております。

(2) 多人数世帯の生活扶助基準額の見直しについて

多人数(四人以上)世帯の生活扶助基準については、世帯人員が増すにつれて、第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるため、一般低所得世帯の消費実態と比べて割高になるとの指摘が以前からなされていました。このため、一般低所得世帯の消費実態、消費構造を踏まえ、世帯規模の経済性を反映した水

【第1類逓減率】

平成	17年度	→	18年度	→	19年度
4人世帯	0.98	→	0.96	→	0.95
5人以上世帯	0.96	→	0.93	→	0.90

準となるよう、平成十七年度から三年計画で、多人数世帯の生活扶助基準額を引き下げることとしております。

具体的には、多人数世帯の第1類費の算定に際し、以下の逓減率を乗じて算定することとしております。

(3) 児童養育加算の見直しについて

児童養育加算については、児童手当法の一部改正に伴い、三歳未満の乳幼児の養育者に対する加算の額を、出生順位にかかわらず、一万円とする改正を行いました。(平成十九年八月一日から適用)

三 その他の扶助基準等

(1) 出産扶助基準

出産扶助基準のうち、施設分娩

については、実態料金に基づき所要の改定を行いました。

(2) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費(高等学校等就学費を除く)については、当該消費者物価の動向を勘案し所要の改定を行いました。

四 最低生活保障水準

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護者世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いがあります。が、いくつかの世帯を想定して平成十九年度の最低生活保障水準を例示すると「参考3」のとおりとなります。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合には、その実額が適用されること等に留意する必要があります。また、就労収入のある場合に

は、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることとなるため、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となります。控除額の目安として一例をあげると、1級

実施要領の改正等

第六十三次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正等が行われ、平成十九年四月一日から適用されることとなった。

改正等の概要は次のとおりである。

なお、字句の整理にとどまるものについては省略した。

一 要保護世帯向け長期生活支援資金の運用

所有する居住用不動産の活用により生活資金を得ることを容易にし、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、現行の生活福祉資金制度の一類型として、要保護世帯向け長期生活支援資金

地で就労収入が十二万五千四十円(東京都の最低賃金の二十日分相当)の場合で、二万四千八十円が収入から控除されます。

制度が創設されたことに伴い、保護の実施要領において、所要の規定を設けることとした。

(1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の施行に伴い、高齢者世帯等有する居住用不動産で、本貸付制度の利用が可能なものについては、当該貸付による居住用不動産の活用を行わせることとした。(局第三の(1)及び二の(1)の改正、平成十九年三月三十日社援保発第〇三三〇〇〇一号保護課長通知)

(2) 本貸付制度の利用が可能であるにも関わらず、これを拒む場合については、資産活用要件を満たさないものとして、所

要の手続きを経て保護を廃止する、又は保護の申請を却下することとした。(課第三の問二十一の創設)

〈解説〉

生活保護制度における居住用不動産の取扱いに関しては、これまで生活保護制度の在り方に関する専門委員会や全国知事会・全国市長会より、被保護者に対して何の援助もしなかった扶養義務者が、被保護者の死亡時に家屋・土地を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきである旨指摘されてきたところである。

そこで平成十九年度より、要保護世帯向け長期生活支援資金制度を創設し、居住用不動産を有する高齢者世帯等であつて、本貸付金の利用が可能な者については、本貸付金の利用を生活保護に優先させ、貸付の利用期間中には生活保護の適用を行わないこととした。

(3) 本貸付制度の利用に伴つて必要となる不動産鑑定費用(再評価等に要する経費を除く。)及び抵当権等設定登記費用等に要する費用については、一時扶助により給付することとした。(局第六の二の(ロ)のキの創設)

(4) 本貸付制度の利用に至るまでの間の保護費に対する法第六十三条に基づく費用返還については、貸付の利用以前に当該居住用不動産の保有を容認していたか、否認していたかに関わらず、これを行わないこととした。(課第三の問二二の創設)

〈解説〉

施行日以前からの保護継続世帯についても、貸付契約の成立をもつて、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になったものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費について法六十三条による返還請求は行わないこととした。

(5) 現在保護受給中の者が、本貸付制度を利用した場合については、生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況に応じて、各福祉事務所の判断により、保護の廃止ではなく、保護の停止としても差し支えないこととした。(課第七の問十二の二の創設)

〈解説〉

中国帰国者等への支援については、これまで永住帰国者の受入れ及び帰国者等の定着自立促進を旨とし、援護施策において種々の対策が講じられていたところであるが、なお現実問題として、日本語習得が不十分であること、高齢化に伴い就労が困難となつてきていることに加え、自立を望むものの地域社会にとけ込めず引きこもりになりがち傾向が見られるなど社会的な自立が困難な者も少なくない状況にあり、生活保護受給者が半数を超えているという現実がある。また、二世等を取り巻く就労環境にも厳しいものがある。

このため、生活保護を受給している中国帰国者等及び二世等に対し、個々の実状とニーズを踏まえつつ、福祉事務所及び都道府県援護担当課等が連携して、「地域生活支援プログラム」を実施し、日本語習得等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることとした。

二 中国帰国者等に対する

地域生活支援プログラムの実施及び生活保護の運用等の取扱い

中国帰国者等が置かれている特殊な事情を踏まえ、援護担当部局と生活保護担当部局との連携により、生活保護を受給している中国帰国者等を対象とした地域生活支援プログラムを新たに実施するとともに、中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱いを別途定めることとした。(平成十九年三月三十日社援発第〇三三〇〇七号社会・援護局長通知、平成十九年三月三十日社援保発第〇三三〇〇〇二号保護課長通知)

ア 親族訪問等のために中国へ渡航する場合における生活扶助費の取扱い

中国帰国者等が、親族訪問や墓

参等のために中国へ渡航する場合については、一ヶ月程度の期間の場合については、渡航日数に応じた生活扶助の減額を行わないこととした。当該期間は原則として一ヶ月程度とするが、期間中にやむを得ない事情が生じた場合には、これを超えることも認めることとして差し支えない。なお、この取扱いは、中国帰国者一世が中国へ渡航する場合（中国帰国者一世と同一世帯員が単独で中国へ渡航する場合も含む）に限る取扱いである。

イ 中国渡航に要する渡航費用の取扱い

中国帰国者等が、親族訪問や墓参等のために中国へ渡航するための費用を以下の金銭等から賄う場合については、当該金銭等については、当該世帯の自立更生のために充てられる額として、収入

として認定しないものとした。

① 財団法人中国残留孤児援護基金より支給される里帰り費用（往復交通費、滞在中の宿泊費及び食費等）

② 扶養義務者からの援助金

③ 上記以外の他の者から恵与される金銭

④ 保護費のやり繰りによる預貯金

保護の実施要領への具体的な当てはめについては、以下のとおりとした。

・①から③については、次官通知第七の三の(3)のエにより取り扱うものとし、当該金銭が中国への渡航費用に充てられる場合には、これを自立更生のために充てられる額として捉え、収入として認定しない。

・④については、課長通知第三の十八により取扱うものとし、当該預貯金が中国への渡航費用に充てられる場合は、その使途が生活保護の趣旨目的に反しないものであると捉え、保有を容認する（収入として認定しな

い）。

ウ 援護施策として支給される交通費、教材費及び資格取得費等の取扱い

今般、新たな援護施策として、中国帰国者等が中国帰国者自立研修センターや支援・交流センター等の実施する日本語教室や交流事業等へ参加する際の交通費や教材費の支給

・中国帰国者二世・三世に対する日本語検定等に要する費用の支給

が行われたところであるが、これらの支給された金銭については、当該世帯の自立更生のために充てられる額として、収入として認定しないものとした。

保護の実施要領への具体的な当てはめについては、次官通知第七の三の(3)のエにより取り扱うものとし、これらの援護施策によつて支給された金銭を自立更生のために充てられる額として捉え、収入として認定しないこととする。

なお、帰国後に支給される自立

支度金については、当該支度金の性格が外地残留による永年の労苦を慰謝する見舞金的なものであることから、次官通達第七の三の(3)のオによるものとし、当該世帯の自立更生のために充てられる額については、既に収入として認定しない取扱いとしていくところである。

三 ひとり親世帯就労促進費の施行に伴う改正

平成十九年度より、ひとり親世帯就労促進費が創設され、これを一時扶助として新たに給付することから、実施要領において所要の規定を設けることとした。

(1) 給付要件及び給付金額等について

ア ひとり親世帯の経済的自立を支援するため、ひとり親世帯就労促進費を一時扶助により給付することとし、その給付要件について、以下のいずれにも該当する場合としたこと。（次第六の二の(4)、局第六の二の(9)のアの創設）

・従前の母子加算の要件を満たすもの

・当該養育に当たる者が、現に就労収入を得ているか又は職業訓練等に参加している場合

イ 上記の支給要件のうち、「職業訓練等」の解釈について具体的に示すこととしたこと。(課第四の間八十六の創設)

ウ 給付金額を以下のとおりとしたこと。(局第六の二の(9)のイの創設)

・就労収入の月額が三万円以上の場合 月額 一万円

・就労収入の月額が三万円未満の場合 月額 五千元

・職業訓練等に参加している世帯 月額 五千元

(2) 認定に際しての取扱い

ア 母子加算とひとり親世帯就労促進費の支給要件を共に満たす場合、いずれか高い方の額を認定することとした。(局第六の二の(9)のウの創設)

イ ひとり親世帯就労促進費の認定について、就労収入月額の認定及びその計上方法を具体

的に示したこと。(課第四の間八十五の創設)

ウ ひとり親世帯就労促進費は保護開始時の要否判定には用いないこととし、要否判定の結果保護要とされた世帯の程度の決定に際して用いることとした。(課第七の間十八の創設)

四 婦人相談所の一時保護等にかかる保護の実施責任

婦人相談所の一時保護の施設等に入所している者に対する保護の実施責任の取扱いについて改正を行った。(局第二の十二の(4)の改正)

〈解説〉

今般、内閣府の男女共同参画会議の「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、配偶者暴力防止法の施行状況等について調査審議が行われたところである。

専門調査会においては、配偶者からの暴力の被害者(以下「DV被害者」という。)を他の都道府県の施設へ入所させる場合や生

ること

今回の改正は、DV被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進め、より迅速に被害者の保護を行うという観点から行ったものである。

五 障害児施設への

入所措置を行った児童に係る基準生活費の算定

昨年十月の改正により、障害児施設については措置から契約制度へ移行したことに伴い、課長問答第四の二十七を削除したところであるが、これによって法改正の以後において、いわゆるやむを得ない措置によって入所している児童に係る基準生活費の算定根拠がない状態となっていることから、この場合の算定根拠を再度設けることとした。(課第四の間二十七の創設)

六 被服費等の金額改定

(1) 布団類の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(5)のアのア)

活保護を適用する場合の実施責任及び費用負担の取扱いが、都道府県によつて異なることから、都道府県間の調整に時間を要し、被害者の保護が迅速に行われぬ事実が生じているとの指摘がなされており、このことから、先般、各都道府県に対して、婦人相談所の一時保護等に係る実施責任等の取扱い及びその在り方に関する調査を実施したところである。

この調査の結果を踏まえ、婦人相談所の一時保護施設等に入所している者に対する保護の実施責任について、以下のとおり改正した。

・婦人相談所の一時保護施設等入所者は、居住地がない者とみなし、原則として施設所在地を管轄する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと

ただし、広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合は、それによることが出来

る

- (2) 保護開始時において現に着用する被服がない者等の平常着等の支給基準限度額を引き上げたこと。(局第六の二の(5)のイ)
- (3) 災害時における布団類、被服類の支給基準限度額を災害救助法による基準に準じて引き上げたこと。(局第六の二の(5)のウ)
- (4) 出産を控えての新生児のための寝具、産着、おむつ等の支給基準限度額を引き上げたこと。(局第六の二の(5)のエ)
- (5) 常時失禁状態にある患者等のおむつ等の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(5)のオ)及び課第四の間四十二)
- (6) 家具什器費の支給基準限度額について、一万四千五百円から二万四千六百円に引き上げるとともに、特別基準額を三万九千二百円から三万九千三百円に引き上げた。(局第六の二の(6))

〔解説〕

被服費等の支給基準限度額については、最近における消費者物価指数の動向等を反映し、所要の改定を行った。

七 技能修得費の特別基準

- (1) 視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成施設において二年を越えて技能の修得を行う場合の特別基準額について、六万七千円から六万八千円に引き上げ

医療扶助及び介護扶助の運営等

一 医療扶助関係の改正事項等

(1) 精神科病院へ入院している患者の退院促進

精神科病院に入院しているが受入条件が整えば退院可能な者のうち約二割程度が生活保護を受給しているとされており、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などに

たこと。(局第六の八の(2)のイ)

- (2) 技能習得費の特別基準額について、十二万一千円から十一万三千円に引き上げたこと。(局第六の八の(2)のウ)及び課第四の四十)
- (3) 自立支援プログラムに基づく場合の特別基準額について、十七万八千円から十八万一千円に引き上げたこと。(局第六の八の(2)のエ)

より計画的に退院促進を進めていくことが必要である。そのため、平成十九年中に、各福祉事務所において、平成二十三年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定した「生活保護精神障害者退院促進計画」を策定し、当該目標を達成するための所要の対策を実施することとしている。また、平成十九年度予算において、各自治体における精神障害者の退院促進対策の実施を支援す

るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金に「精神障害者退院促進事業」を創設し、各福祉事務所に精神障害者退院推進員を配置するための費用や、関係団体へ退院促進事業の実施を委託する費用等について補助を行うこととした。

(2) 人工透析医療の自立支援医療(更生医療)の適用

自立支援医療(更生医療)の対象である人工透析医療について、従来、予算上の理由がある場合には医療扶助により給付しても差し支えないこととしていたが、自立支援法の施行等を踏まえ、平成十九年三月診療分より、原則どおり更生医療の給付を優先することとした。

二 介護扶助関係の改正事項等

障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護扶助の適用関係について、介護保険の被保険者でない被保護者については、自立

支援給付が介護扶助に優先して適用されるため、介護扶助は自立支援給付によって賄うことができない不足分について行うこととなっている。そのため、介護扶助の給付決定については、当該者が受給する自立支援給付について、①相当するサービスが介護保

険給付により利用可能なものであるか、②障害者固有のサービス等であるか、市町村の自立支援給付担当との連携の上で把握した上で、介護扶助の支給限度額から①に該当する給付額を控除した額を給付上限額として行うこととした。

保護施設の整備及び運営について

一 保護施設の整備

救護施設については、在宅での生活が困難な精神疾患による患者、重複障害者等の受入施設として機能しており、また精神障害者等の社会的入院患者の解消という観点からも、退院患者の受入先としての役割に期待が寄せられている。平成十九年度の保護施設の整備に当たっては、地域における保護施設の必要性を踏まえた計画的な整備を行うこととしている。

二 保護施設の運営

救護施設及び更生施設については、生活扶助を行う機能に加え、入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活をおくる被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用されることが期待されている。

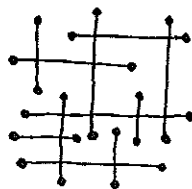
また、救護施設は在宅での生活が困難な精神疾患による患者、重複障害者等の受入施設として機能しており、精神障害者の処遇のノウハウもあるため、社会的入院患者の退院に伴う受け皿として、また居宅生活移行への支援施設

としての役割も十分に果たせると考えている。このため、平成十九年度予算において、セーフティネット支援対策等事業費補助金において創設した「精神障害者等退院促進事業」を円滑に進めるため、精神障害者施策との連携はもとより、保護施設入所者の居宅生活への移行のための施策である「保護施設通所事業」、「救護施設居宅生活訓練事業」及び「救護施設居宅生活者サポートステイ事業」も効果的に活用し、社会的入院患者の解消を図ることとして

平成十八年度保護施設通所事業・
救護施設居宅生活訓練事業

	実施施設数	対象施設数	実施率
一 保護施設通所事業	34施設	203施設	16.7%
二 救護施設居宅生活訓練事業	18施設	183施設	9.8%

いる。
また、各福祉事務所においては、必要に応じて保護施設入所の適否について判定を行い、居宅への移行や他法の専門施設での受け入れ可能な者については、措置の見直しを行うこととされたい。



特集Ⅱ

平成十九年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

生活保護指導監査方針

平成十九年度の生活保護法施行事務監査方針については、本年三月五日及び六日に開催された社会・援護局関係主管課長会議、生活保護関係全国係長会議においてその概要を示すとともに具体的取り扱いを示したところであるがその内容は以下のとおりである。

一 平成十九年度における生活保護法施行事務監査について

現在の生活保護制度を取り巻く状況を踏まえると、生活保護の適正な運営を確保するうえで、法施行事務監査の果たす役割は、極めて重要なものとなっている。

平成十八年度に実施した厚生労働省の指導監査の結果、訪問調

査活動、扶養能力調査、病状把握及び就労指導の項目において、指摘を受けた福祉事務所が増加しており、その他、保護受給要件の確認のための関係先調査・課税状況調査の実施が不十分、定期的な収入申告書の徴収が不十分等、保護の決定実施上の基本的事項に問題のある福祉事務所が依然として多く認められたところであるが、この大きな要因として、現業員及び査察指導員が不足しているなどの実施体制の不備や、査察指導員による業務の進行管理や現業員への助言、指導が不十分であるなど査察指導機能が十分發揮されていないことなどが挙げられる。

これらのことを踏まえて、平成

十九年度の生活保護法施行事務監査では、

①保護の適正実施（訪問調査活動、関係先調査等各種調査の徹底、他法他施策の周知徹底、医療扶助の適正運営等）

②組織的な運営管理の推進（査察指導員による業務の進行管理等）

③実施体制の充実・整備（必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備等）

④不正受給の防止を基本に実施することとしている。

については、都道府県・指定都市本庁が行う平成十九年度の生活保護法施行事務監査においては、

○訪問計画に沿った訪問調査活動の確実な実施など訪問調査活動の充実

○稼働能力不活用者に対する自立支援プログラムの活用及び就労・求職状況管理台帳の活用等による就労指導の徹底

○関係先調査や課税状況調査等各種調査の徹底

○現業員等に対する他法他施策の周知

○病状把握による適切な指導援助

○査察指導員による適切な業務進行管理と現業員に対する適宜適切な助言・指導

○福祉事務所長等幹部職員による組織的な運営管理の推進

○適切な制度運営確保に必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備

を重点としつつ、運営状況に関するヒアリングやケース検討を通じて各福祉事務所が抱える運営